

川越市議会議員政治倫理条例

川越市議会の目指している市民に開かれた議会づくりは、市議会議員に対する市民の信頼によって実現するものである。

そのために、市議会議員は、自ら律する共通の政治倫理に基づき、公職にある者として高い倫理観及び良識並びに市民を代表する誇りを持ってその職責を担い、説明責任を果たしていくことが求められる。

よって、ここに市議会議員と市民の信頼関係を築く基盤として、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市政に対する市民の信頼に応えるため、市議会議員（以下「議員」という。）が、議員は市民の厳粛な信託を受けた者であることを認識し、並びに市民全体の奉仕者として人格及び倫理の向上に努めるとともに、いやしくもその地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定め、もって清廉かつ公正で、開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、自ら研鑽^{さん}を積み、その資質を高めるとともに、市民の信頼に値する高い倫理観が必要であることを自覚し、良心及び責任感を持って、その品位の保持に努めなければならない。

2 議員は、第5条に規定する政治倫理基準に反する行為を行った疑いがあると思料されるときは、自ら誠実に当該行為に関してその説明を行い、及びその責任を明らかにしなければならない。

(市民の責務)

第3条 市民は、主権者として自ら市政に参加し、公共の利益を実現する責任を担うとともに、議員に対して、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

(宣誓書の提出)

第4条 議員は、この条例を遵守する旨の宣誓書を、その任期開始の日から30日以内に議長に提出するものとする。

(政治倫理基準等)

第5条 議員は、議会及び議員の名誉及び品位を重んじ、法令、条例その他の社会の規範のほか、次に掲げる議員の政治倫理に関する基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。

一 市の職員並びに市が設立した土地開発公社及び市が資本金、出資金その他これに準ずるものを出資している法人並びに補助金を交付している団体（第4号において

「出資法人」という。)並びに指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による市の指定を受けた者をいう。以下同じ。)の役員又は職員(次号及び第3号において「市職員等」という。)の公正な職務執行を妨げないこと。

- 二 市職員等の権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
 - 三 市職員等の採用、昇任、降任、転任その他の人事について、特定の個人が有利又は不利になるよう働きかけないこと。
 - 四 市、出資法人又は指定管理者が行う工事等の請負契約、委託契約若しくは物品納入契約又は許可、認可その他の処分に関し、特定のものに有利又は不利になるよう働きかけないこと。
 - 五 指定管理者の指定又は市が行う補助金の交付に関し、特定のものに有利又は不利になるよう働きかけないこと。
 - 六 不当な差別的取扱い又は言動、虐待、性的な言動、名誉若しくは社会的信用を失墜させ、又は、誹謗中傷をする言動その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
- 2 議員及びその後援団体は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)及び政治資金規正法(昭和23年法律第194号)を遵守し、寄附等に関する禁止事項について、市民、企業、団体等に理解を求めるよう努めなければならない。

(兼業の報告等)

- 第6条 議員は、議員の地位を取得した時に、自ら事業を営み、又は主として営利事業を営む法人その他の団体(以下「法人等」という。)の職に就いているときは、その任期開始の日から30日以内に、その旨を記載した書面(次項及び第3項において「兼業報告書」という。)を議長に提出しなければならない。
- 2 議員は、兼業報告書の内容に変更があったときは、遅滞なくその旨を記載した書面(次項において「兼業変更報告書」という。)を議長に提出しなければならない。
 - 3 議長は、議員が兼業報告書又は兼業変更報告書を提出したときは、当該議員が議員として在任している間、当該兼業報告書又は兼業変更報告書を、市民の閲覧に供するものとする。
 - 4 前3項の規定は、議員がその地位を取得した日以後に、自ら事業を営み、又は主として営利事業を営む法人等の職に就いた場合について準用する。この場合において、第1項中「その任期開始の」とあるのは、「当該事業を開始した日又は主として営利事業を営む法人等の職に就いた」と読み替えるものとする。

(市が行う契約に対する遵守事項)

- 第7条 議員若しくはその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、一親等内の血族若しくは同居の親族が経営する法人等又は議員が実質的に経営に関与する法人等は、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市が行う工事等の請負契約、委託契約及び物品納入契約の相手方となることを

辞退するよう努めなければならない。

- 2 前項の「議員が実質的に経営に関与する法人等」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 議員がその経営方針に関与している法人等
 - 二 議員が資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している法人等

(指定管理者の指定に関する遵守事項)

第8条 議員は、自らが取締役等をしている法人等が指定管理者に指定されたときは、当該法人等の取締役等を辞任しなければならない。

(審査の請求)

第9条 市民及び議員は、第5条第1項、第7条又は前条の規定（以下「政治倫理基準等に関する規定」という。）に違反する事実があると認めるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の連署をもって、当該政治倫理基準等に関する規定に違反する事実があることを証する書類を添えて、その代表者から議長に対し、当該政治倫理基準等に関する規定に違反する行為の存否の確認に係る審査の請求（以下「審査の請求」という。）をすることができる。

- 一 市民が審査の請求をする場合 地方自治法第74条第1項に規定する選挙権を有する者（審査の請求をする時において、市の選挙人名簿に登録されている者に限る。）の総数の50分の1以上の者
 - 二 議員が審査の請求をする場合 川越市議会議員定数条例（平成11年条例第29号）に定める議員の定数の4分の1以上の議員
- 2 審査の請求は、当該審査の請求に係る行為があった日の翌日から起算して一年を経過したとき、又は当該行為をした議員がその職を失ったときは、することができない。

(審査会の設置)

第10条 議長は、前条の規定による有効な審査の請求があったときは、これを審査するため、川越市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、委員10人以内をもって組織する。
- 3 委員は、社会的信望があり、かつ、地方行政に関し高い識見を有する者のうちから、議長が委嘱し、又は指名する。
- 4 委員の任期は、当該審査の請求に係る事案について、第12条第1項の規定による報告をするまでの期間とする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

(審査会の審査)

第11条 審査会は、当該審査の請求の内容について、政治倫理基準等に関する規定に違反する行為の存否を審査するものとする。

- 2 前項の場合において、審査会は、当該審査の請求の対象とされた議員（以下「審査対象議員」という。）に対する事情聴取その他の必要な調査を行うことができる。
- 3 審査会は、審査対象議員に対し、弁明の機会を与えなければならない。
- 4 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 5 審査会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意により非公開とすることができる。

（審査結果の報告等）

- 第12条 審査会は、前条第1項の規定による審査を終了したときは、議長に対し、その審査の結果を報告しなければならない。
- 2 審査会は、審査対象議員の名誉を回復することが必要であると認めるときは、所要の措置を講ずるよう議長に求めることができる。

（審査結果の通知及び公表）

- 第13条 議長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、第9条第1項の規定により審査の請求をした代表者及び審査対象議員に対し、速やかに前条第1項の審査の結果を通知するとともに、これを公表するものとする。

（意見書の提出及び公表）

- 第14条 審査対象議員は、前条の規定による通知を受けたときは、当該通知の内容について、指定された期限までに議長に対し意見書を提出することができる。
- 2 議長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、当該意見書を公表するものとする。

（措置及び公表）

- 第15条 審査対象議員は、自己に関する審査の結果において、自己の行為が政治倫理基準等に関する規定に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重して、第1条の目的を達成するために必要な措置を講じなければならない。
- 2 議長は、審査対象議員が前項の措置を講じないときは、議会の名誉及び品位を守り、並びに市民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 議長は、第1項又は前項の規定による措置が講じられたときは、その内容を公表するものとする。

（委任）

- 第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年5月2日から施行する。
- 2 第9条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた政治倫理基準等に関する規定

に係る行為（不作為を含む。）について適用する。